

地方税法（昭和25年法律第226号（以下「法」という。））第20条の規定による本町の賦課徴収に係る書類を送達するに当たり、当該書類の送達を受けるべき者の住所、居所及びその他送達すべき場所等が不明であることが判明したため、次のとおり法第20条の2及び熊野町税条例（昭和35年熊野町条例第3号）第18条の規定により公告による送達を行う。

なお、法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

熊野町長 三 村 裕 史

年度	税目	期別	通知書番号	納税義務者の住所	納税義務者の氏名
8	町県民税	2～ 4期	4 7 7 0	広島県安芸郡熊野町東山	F I D E L A I Z A C O R R A L
8	町県民税	2～ 4期	4 7 7 1	広島県安芸郡熊野町東山	B A E S M A R Y A N N R E Y N A N T E
	以下余白				